

=東日本大震災から8年=

水産物に対する輸入規制の現状と対策

～事故から8年経った現在、基準値超えの水産物はほとんど検出されていません。～

福島第一原子力発電所の事故から8年が経過した今でも、日本からの水産物の輸入を規制する国や地域があり、事故は貿易にも影響を与えています。しかし、日本は、国際的にも認められた基準に沿って食品中の放射性物質の検査を計画的に実施していることから、一部の国による輸入禁止は、科学的な根拠に基づかない不当な措置であると主張しています。さらに、輸出国から求められ、輸出される水産物の産地や放射性物質検査の結果が相手国の要求する基準を満たしていることなどを確認できる検査証明書を発行し、輸出国に対して食品の安全性を訴えています。

日本の水産物に対する輸入規制の現状と、検査証明書の発行などの輸入規制の撤廃・緩和に向けた国の取り組みについて、水産庁漁政部加工流通課 成澤行人さん、増殖推進部研究指導課 高瀬力さんにお話を伺いました。

原発事故が輸出に与えた影響

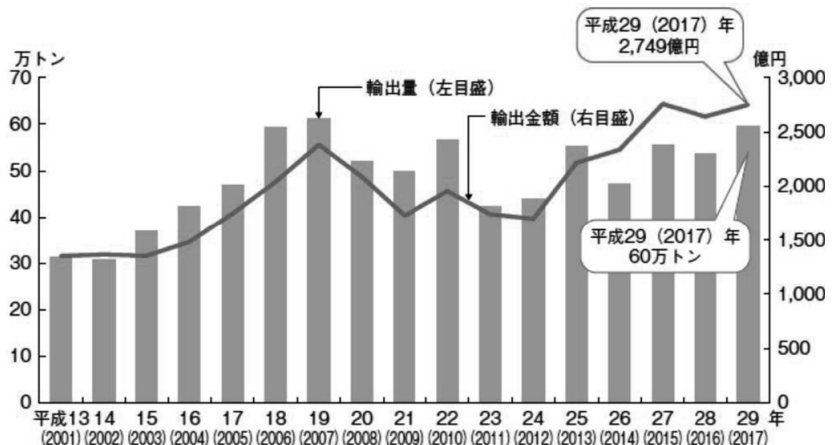
福島第一原子力発電所事故（以降「事故」と表記する）は国内だけではなく、水産物の海外市場にも大きな影響を与えました。事故直後の2011年には、53カ国・地域が放射性物質による汚染を恐れ、日本の水産物に対して輸入規制を設けました。その中でも中国・台湾といった18カ国・地域は一部又は全ての都道府県からの水産物の輸入を全面停止しました。この影響から2011年における日本の水産物の輸出

額は、事故前の2010年と比べると11%減少しました（図1）。

国は事故直後、食品中の放射性物質の暫定基準値を定め、その値を超える農水産物の出荷を停止しました。暫定規制値の値を下回る食品は健康的な影響はないと評価され、「放射性物質に関する緊急とりまとめ」（2011年3月食品安全委員会）及び原子力安全委員会の助言を踏まえた原子力災害対策本部の見解を受けて、食品の安全性は確保されました。更に1年後、より一層、食品の安全と安心を確保するため、事故後の緊急的な対応としてではなく長期的な観点から新たな基準値（次頁図2）を設定しました。この基準値は食品国際規格を制定しているコーデックス委員会の指標のもとで作成されたものであり、放射性物質を含む食品からの被ばくの線量の上限が年間1 mSv*1以下となるように設定されています。

水産物の放射性物質モニタリング検査

事故以降、現在に至るまで国・自治体・漁業者団体が連携して水産物の放射性物質モニ



＜図1＞我が国の水産物輸出量・金額の推移（出典：水産庁ホームページより）

食品基準値の国際比較

(単位:ベクレル/キログラム)

核種	各国	日本	米国	EU
	食品群			
放射性セシウム	乳児用食品	50	1,200	400
	牛乳	50		1,000
	飲料水	10		1,000
	一般食品	100		1,250
食品基準値の考え方	被ばく総量が年間1ミリシーベルト以内になるように設定。 一般食品は50%、飲料水と牛乳、乳児用食品は100%が汚染されていると仮定して算出。		被ばく総量が年間5ミリシーベルト以内になるように設定。 食品中の30%が汚染されていると仮定して算出。	
		被ばく総量が年間1ミリシーベルト以内になるように設定。 食品中の10%が汚染されていると仮定して算出。		

<図2>食品基準値の国際比較 (出典:「原子力・エネルギー」図面集)

タリリング検査(図3)を行っています。事故から8年経った現在では、海水の放射性セシウム濃度の低下や、魚種の世代交代などによって基準値(100Bq/kg)超えの水産物はほとんど検出されていません。

2011年3月の事故から2018年10月までに全国で131,357検体の水産物の検査が実施されました(福島県:60,784検体、福島県以外:70,573検体)。そのうち、97.7%(128,348検体)が基準値以下となっています。また、基準値以上の放射性セシウムが検出された検体は、年々減少してきています。

検査証明書の発行

日本からの水産物の輸入規制を設けている国の中では、輸出される水産物の産地や放射性物質検査の結果が相手国の要求する基準を満たしていることなどを確認できる検査証明書を求めている国があります。検査証明書の内容は2国間の交渉により決まるため、証明書の取扱要領については国ごとに異なります。

す。

水産庁及び一部の都道府県といった証明書発行機関では、韓国、中国、香港、EU、シンガポール及びエジプト等に対して、水産庁長官通知に基づき、証明書の発行を行っています。この検査証明書は輸出ごとに求められており、証明書の申請から発行までは概ね1日で行われています。

・証明書発行までの流れ

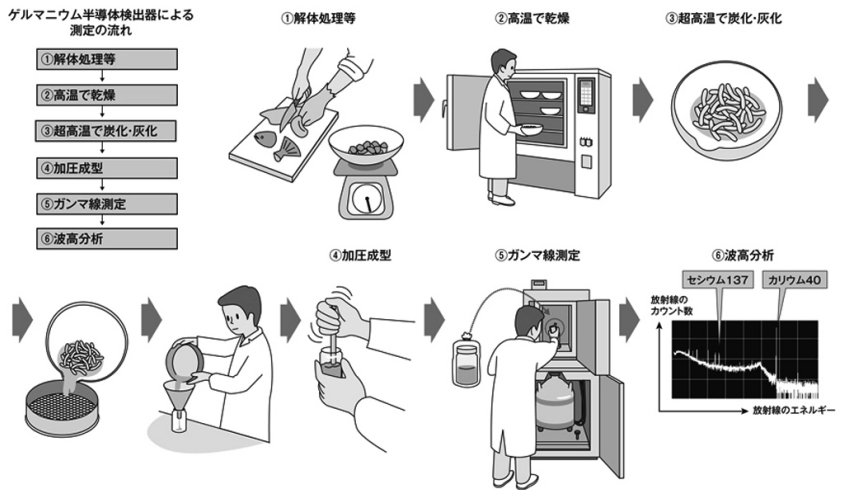
証明書発行機関では、事業者(食品、流通、加工技術など)より証明書の発行の申請を受けた後、申請書類の審査を行います。審査にあたっての確認事項は、①輸出の概要(輸出者、輸入者、出港地、輸出日等)、②輸出製品の産地、加工地、③放射性物質検査結果及びサンプリング方法といった事項となっています。

上記の審査により、輸出される製品が輸出相手国の定める条件を満たしていることが確認できた場合に限り、証明書発行機関は証明書を発行し、事業者に証明書を交付しています。

・証明書発行に係る放射性物質検査

証明書発行に係る放射性物質検査については、原則として食品衛生法で定める登録検査機関が行うこととしています。検査機関にお

食物などに含まれる放射能の測定



<図3>食物等に含まれる放射能の測定 (出典:「原子力・エネルギー」図面集)

いては、厚生労働省が各自治体に通知している試験分析を行うことで、検査結果の信頼性を確保しています。

また、放射性物質検査に係る検体のサンプリングについては、原則、検査機関に依頼するように指導されており、検査機関によるサンプリングが困難な場合には、第三者（都道府県、市町村、漁業協同組合又は魚市場等の職員）による立ち会いのもと、事業者等が行うことや、事業者が水産庁の定めた基準に基づきサンプリングを行うことも認めています。

海外に向けた情報発信

放射性物質モニタリング検査の結果を海外にも発信するために、国は様々な情報発信に取り組んでいます。水産庁では、放射性物質モニタリング検査の結果をホームページで公開し、そして、週に一回の高い頻度で更新しています。また、英語版は月に1か更新しているほか、中国語（図4）・韓国語・ロシア語・フランス語・スペイン語・タイ語でも結果を

公開し、海外に向けて検査結果を情報発信しています。

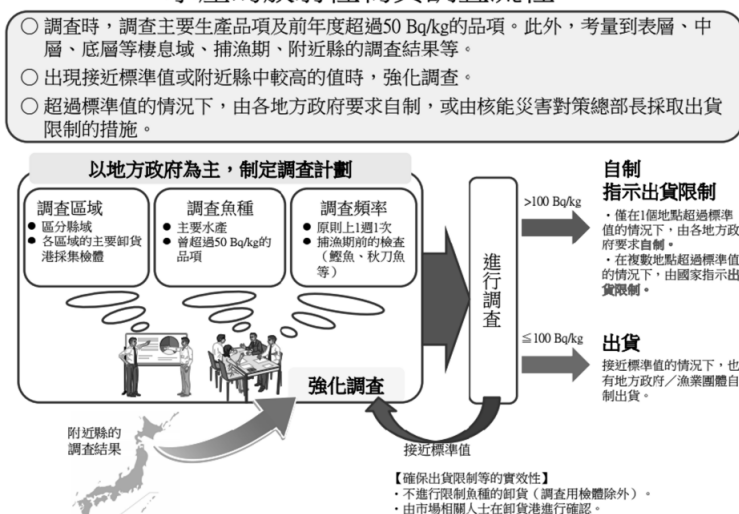
また、ホームページでの情報発信だけではなく、各大使館を通じた輸入規制撤廃の働きかけや外国人記者への情報提供が行われています。さらに、輸出先の国の担当者が国際会議や会談などの機会で来日した際には、実際に検査体制を見学してもらい、安全性のアピールが行われています。輸入規制の撤廃・緩和及び風評被害払拭を目的とした被災地の産品を利用したレシピ作成やPR活動、海外TV局の招集などメディアを利用した宣伝など様々な取り組みが実施されています。

取り組みの効果と今後の展望

上記のような取り組みの結果、2018年12月現在、輸入規制を設ける国や地域は、事故直後の53カ国・地域から24カ国・地域まで減少しています。また、輸入規制を維持している国・地域の中でも、EU等が検査証明書の対象範囲を縮小するなど、規制内容の緩和が行われてきています。この結果も影響し、2013年以降の日本の水産物輸出額は回復し、2017年は事故前を上回る推移となっています（図1）。

一方で、中国や韓国のように福島県其他都県からの輸入をいまだに全面停止している国もあります。検査証明書範囲の縮小、輸入規制の撤廃・緩和に向けて、国は継続的に科学的な根拠に基づく検査結果を発信する取り組みを進めています。

水産的放射性物質調査流程



＜図4＞水産物の放射性物質調査の流れについて（中国語版）
（出典：水産庁ホームページより）

※1 1 mSvという値はコーデックス委員会が国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告を踏まえて定めている値であり、これ以上放射線防護対策を講じる必要がないとされる値。